

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「規制改革推進会議における処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028001	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。	「独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生を防止」の観点から、豊富な資金量を用い、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算15%以内)。 ・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができる(信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使する)ものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別として議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。 ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく(発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重負がある。 ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について「意図しない」リスクで処分を余儀なくされたりリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲での株式の取得にとどめる。すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の最大化を図ることの障害になりかねない。 ・以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。	一般社団法人信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せずに総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能である。 加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方を改定し、信託勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないと認め、規制を大幅に緩和したところである(平成26年4月)。 一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないと認め、当該体制が確保されていないことにより信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。		
311028076	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行グループによる議決権保有規制の緩和	銀行グループによる議決権保有規制について、独占禁止法に関して、銀行法と同様の基準としていただきたい。	【制度の現状】 ・銀行又は銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない ・銀行とその子会社は、国内の会社について、合算して5%超の議決権を保有することが禁止されている ・銀行持株会社とその子会社は、国内の会社について、合算して15%超の議決権を保有することが禁止されている ・5%ルールの例外として、銀行本体が事業再生会社を3年間(中小企業の場合は10年間)は出資比率に関わらず保有可能、投資専門子会社を通じてベンチャービジネス会社の株式を5%を超えて保有できる期間が15年という例外措置が設けられている【要望理由】 ・現行法上、銀行グループによるリスクマネーの供給は、原則として銀行法が定義する事業再生会社やベンチャービジネス会社等の外形要件に合致する場合のみ認められている。また、時代要請の变化に伴って、斯かる外形要件は逐次的改正で拡大されてきている。 ・一方で、経営破綻に至る前の再生局面、即ち例えば、成長が頭打ちとなった大企業や事業系組織に引き継ぎ経営者に引き継がれた老舗企業が事業再生を目的に事業再編・改革を行う場合、上記外形要件に必ずしも合致するとは限らず、このような再編・改革に必要なリスクマネーが円滑に供給されないという課題がある。 ・そもそも事業再生の目的や方法、それを旨とする企業の外形・属性は多様であり、銀行グループがリスクマネーを供給できる範囲を、被投資会社の外形要件を定義して画定させる現行法の枠組み自体に限界があるのではないか。	都銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	【金融庁】 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(本体とその子会社が合算5%以下)が課せられています。また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(本体とその子会社が合算15%以下)が課せられています。 【公正取引委員会】 「独占禁止法第11条は、事業支配力の過度の集中を防止し、特に金融会社と非金融会社が結び付くことによる競争上の問題の発生を防止する観点から、銀行又は保険会社を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5% (保険会社を営む会社において10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号の場合にあっては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。 この制限を超過する信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で運用するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付す認められます。	【金融庁】 新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少と日本社会・経済をより強く持続可能な環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。 銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い観点について検討してまいります。 【公正取引委員会】 検討を予定 【公正取引委員会】 独占禁止法第11条			
311028077	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	独禁法上の5%ルールの緩和	銀行等の議決権保有規制の適用除外事由から除かれる場合として規定されている独禁法第11条第1項第4号の「政令で定める期間を超えて保有する場合」を撤廃。	【制度の現状】 ・銀行がファンドにLP出資した場合、銀行法上の議決権保有規制においては、ファンドが保有する議決権は、原則として含まれないこととされている。以前は、10年を超えてファンドが保有する議決権は、斯かる対象から除外されていたが、平成26年4月改正により撤廃されている。 ・一方、独禁法は同種の制約が引き続き残っており、銀行法と独禁法で齟齬が生じている。 【要望理由】 ・改正前の銀行法施行規則においては、10年を超えてファンドが保有する議決権は、議決権保有規制の適用除外から除かれており、10年を超えたときから議決権としてカウントするの必要が生じていたが、制約は撤廃されており、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はない。 ・一方で、独禁法においては、引き続き同様の制約が残っており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権と合算する必要がある。5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに銀行が出資される場合には、組合の存続期間10年以内とする、あるいは一般的にされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%超であったとしても10年経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かはファンド組成段階では不明確である。 ・独禁法上の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止と解される。ファンドの投資先の会社の議決権を行使する権限を有するものはGPのみであり、LPは当該権限を有せず。また、議決権行使についてGPに指図することができないことが契約書に定められている。よってたとえ10年を超えてLP出資をしていても、ファンドの投資先の会社に対しLPである銀行の支配力が及ぶことはないことから、銀行法との齟齬は撤廃して頂きたい。	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	独占禁止法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項本文に規定する議決権保有規制の適用を除外する期間を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配力を目的とする議決権保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使及びその指図を行うことができない場合であっても、議決権保有等が客観的に実質的な影響力の行使等により、事業支配力の過度の集中等の問題が生ずるおそれがあることと認められることから、期間制限を撤廃することは適当ではありません。 なお、当該期間を経過する期間については「日本再生加速プログラム」において「平成24年11月30日閣議決定」を踏まえ、予見可能性を高める観点から明確化が図られたことであり(平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方を改正)、対応済みです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028078	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	銀行法と独禁法における出資規制の統一	【制度的現状】 ・平成29年の改正銀行法に伴い、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第12号の3）としての認可を得れば、銀行業の高度化や利用者利便の向上に資する又は資すると見込まれる業務を営む会社を兼ねる銀行法上の子会社、関連会社（以下、「新会社」という）とすることが可能。 ・一方、独禁法では、新会社の株式を保有する主体が「銀行」となる場合、独禁法上の5%ルール（独禁法第11条1項）に基づき、別途、引き続き独禁法上の審査が必要とされている。 ・なお、独禁法第11条1項は、あくまで「銀行」による保有を制限しているため、持株会社による保有に関しては独禁法の審査は発生しない。 【要望理由】 ・銀行法と独禁法とは、法の趣旨が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当局による二重の審査負担が生じており、直接銀行を監督する金融庁が、事業支配力の過度な拡大等を一括して審査することが効率的。 ・少なくとも、銀行持株会社グループ傘下にある銀行については、対象外にしたい。	都銀懇話会	公正取引委員会	独禁禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権（以下「議決権」という）をその総株主の議決権の5%（保険業を営む会社にあつては10%）を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。 この制限を超過する議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があり（同項ただし書）、認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。	独禁禁止法第11条	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして	対応不可	独禁禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び金融に關連する業務を営む会社に限定されています。これに対し、情報通信技術その他技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社（以下「銀行業高度化等会社」という。〔銀行法第16条の2第1項第12号の3〕）には、一般の事業会社と同様に、このような事情を踏まえて、銀行持株会社グループ傘下にあるかどうかとは関係なく、銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有等しうとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。また、銀行法と独禁禁止法は法の趣旨が異なるため、認可にあつた際の審査の内容が異なり、銀行等による事業支配力の過度の集中等の防止という独禁禁止法第11条の規制趣旨の観点から当委員会が審査をする必要があります。	
020317085	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	独禁禁止法第9条の廃止	独禁禁止法第9条を廃止すべきである。	独禁禁止法第9条（一般集中規制）は、国内の他の会社の株式取得・所有により事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止している。一例として、子会社と実質子会社を含む「会社グループ」の総資産額が15兆円を超えたうえで、5つ以上の主要な事業分野（日本標準産業分類の3桁分類）における売上高6,000億円を超える業種）において、単体総資産3,000億円を超える会社を保有することはできないと整理されている。このため、一部の会社グループにおいては、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を確保できない事態が生じている。公正取引委員会は、ガイドラインで示された上記基準に相当することで直ちに独禁禁止法9条に抵触するものではないとしているが、本規制の存在自体が事業者の萎縮効果を生じ、自由な事業活動を阻害していることは事実である。経済活動のグローバル化が進展し、国内市場においても海外企業が参入して競争が促進されており、特定の国内グループが過度に集中することで支配力を有する状況ではなくなりつつある。加えて、デジタル化の進展にともない、わが国企業は国内外の市場の変化に対応しながら事業構造や事業領域を再構築する必要性に迫られている。こうした状況を踏まえると、国内市場の規模のみに着目して規制を課す一般集中規制の存在意義は乏しいと言わざるを得ない。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独禁禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有すること等により、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的・事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条	「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」（平成14年11月12日公正取引委員会（平成22年1月1日最終改訂））	対応不可	独禁禁止法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引（互惠取引）、排他的取引関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と重工業が結びついた結果、競争上の問題が広範に生じる場合があり、このような場合には、①事業者の市場への自由な参入が阻害される、②取引先の選択や取引条件の自由についての事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される、③価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられるなどの弊害が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあります。同条の規制が廃止された場合、独禁禁止法第10条等の市場集中規制と同法第3条、第19条等の行為規制の規制趣旨に達しないもの事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段が無くなることから、引き続き、同法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられます。